

# 焼津漁港安全対策協議会 会則

## (目的)

第1条 焼津漁港の安全対策を図り、積極的に災害を防止することを目的として、焼津漁港安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その実施を推進する。

- (1) 台風等荒天時の船舶等安全対策に関する事項
- (2) 港内における油流出事故対策に関する事項
- (3) 港内における地震防災対策に関する事項
- (4) その他焼津漁港内の安全管理に関する事項

## (組織)

第3条 協議会は、別表1に定める焼津漁港に係る官公署及び事業所をもって組織する。

2 前条の業務を実施するため協議会に委員会を置き、委員会は別表2に定める委員で構成する。

## (役員)

第4条 協議会に会長を、委員会に委員長を置く。

2 会長及び委員長は、静岡県焼津漁港管理事務所長をもって充てる。

## (会議)

第5条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 協議会の運営に関する事項
- (2) 事業計画の策定に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業の実施に関する事項
- (2) その他委員長が必要と認める事項

3 協議会は、会長が必要と認めたとき、又は会員から要請があったとき、会長が召集し、議長は、会長が務める。

4 委員会は必要に応じて委員長が召集し、議長は、委員長が務める。

5 会議は、構成員の1/2以上の出席がなければ開催できない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

6 会議の議事は出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## (雑則)

第6条 この会の事務局は、静岡県焼津漁港管理事務所に置く。

### 附 則

この会則は、平成23年3月4日から施行する。

### 附 則

この会則は、令和6年11月27日から施行する。

# 焼津漁港台風・津波等船舶安全対策実施要領

(目的)

第1条 焼津漁港における台風（異常に発達した低気圧を含む。以下同じ。）、津波等による海難事故を防止し、船舶等の安全確保を図るため、必要な対策を実施する。

(情報伝達)

第2条 焼津漁港安全対策協議会は、焼津漁港における施設の維持及び船舶の海難事故防止を図るため、清水海上保安部長から注意喚起又は勧告が発せられた場合は、別紙「台風・津波対策 船舶関係連絡網」により関係者へ連絡するものとする。

(台風対策)

第3条 関係者は、台風に関し前条の連絡を受けた場合は、別表1「台風に対する措置」に基づく措置を実施するものとする。

(津波対策)

第4条 関係者は、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、清水海上保安部長から第2条に規定する勧告が発せられたものとし、別表2「津波に対する措置」に基づく措置を実施するものとする。

(南海トラフ地震対策)

第5条 関係者は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、清水海上保安部長から第2条に規定する注意喚起又は勧告が発せられたものとし、別表3「南海トラフ地震に対する措置」に基づく措置を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月27日から施行する。

## 台風（異常に発達した低気圧を含む）に対する措置

区 分	実 施 事 項
第 1 警戒体制 (準備体制)	1 在泊船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 危険物等の荷役を中止すること。 3 工事作業用資機材等の流出防止措置を講ずること。 4 V H F 装備船は、国際VHF16chを聴取すること。 5 A I S（船舶自動識別装置）搭載船は、常時A I S を作動させ、適正な入力を行うこと。
第 2 警戒体制 (避難体制)	1 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 港内船舶は、港内の安全な場所に避難するとともに、係留強化、陸揚固縛等の措置を講ずること。 3 工事作業用資機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 4 すべての荷役を中止すること。 5 大型船舶は入港しないこと。

## 清水海上保安部による警戒体制の発令時期

第 1 警戒体制の発令時期 : 台風の強風域外円が焼津港に到達する 5 時間前を目安とする。  
 (その時刻が深夜となる時は、発令時期が早まる場合もある。)

第 2 警戒体制の発令時期 : 台風の強風域外円が焼津港に到達する 2 時間前を目安とする。  
 (その時刻が深夜となる時は、発令時期が早まる場合もある。)

津波に対する措置

津波警報・注意報の種類及び警戒体制の区分	発表される津波の高さ		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表		大型船、中型船（漁船を含む）				小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
				港内着岸船		錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
				一般船舶 (作業船を含む)	危険物積載船舶				
津波注意報 (第1警戒体制)	1 m (20cm<予想高さ≤1m)	(表記しない)		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波警報 (第2警戒体制)	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い	有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
			無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止、港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
大津波警報 (第2警戒体制)	5 m (3m<予想高さ≤5m) 10 m (5m<予想高さ≤10m) 10m超 (10m<予想高さ)	巨大	有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
			無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止、港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
備考				事業者側で予め対応マニュアルを作成	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が早くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可		

[用語の定義等]

津波来襲までの時間的余裕

有り : 大津波・津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

無し : 大津波・津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

※ 避難に要する十分な時間は、船の大きさ、船型等により異なるため、普段から自船の十分な時間を把握しておくこと。

大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要として単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

危険物積載船舶 : ばら積み危険物積載船並びに火薬類及び放射性物質を積載している船舶とする。

陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

港外退避 : 港外の水深200m以深で、十分広い海域、沖合いに避難する。（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）

港内避泊 : 港内で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）

係留強化 : 津波等による係留索の切断等に備え、係留索の増し取り等の対策を講ずる。

係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮）

陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

1 VHF 装備船は、VHF を聴取すること（国際VHF 16ch）。

2 AIS（船舶自動識別装置）搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。

## 南海トラフ地震に対する措置

区 分	実 施 事 項
南海トラフ地震臨時情報 (調査中) (注意喚起) (情報収集体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在泊船舶は、情報収集連絡体制を強化することとし、南海トラフ地震に係る情報の入手に努めること。</li> <li>2 V H F 装備船は、国際VHF16chを聴取すること。</li> <li>3 A I S (船舶自動識別装置) 搭載船は、常時A I S を作動させ、適正な入力を行うこと。</li> </ol>
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) (注意喚起) (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物の荷役等は、速やかに避難できるよう荷役計画等を確認すること。</li> <li>2 在泊船舶は、連絡系統、避難海域の確認等を行い、速やかに避難できるよう備えること。</li> <li>3 港外退避運航の際は、船舶間の競合に留意すること。</li> <li>4 工事作業用資機材等の流出防止措置を確認すること。</li> <li>5 避難体制等を確認の上、入港すること。</li> </ol>
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則すべての荷役等を中止すること。</li> <li>2 在泊船舶は、原則港外避難等の避難行動をとること。 港内の安全な場所に避難する場合は、係留強化等の措置を講ずること。</li> <li>3 港外退避運航において、船舶間で競合が生じた場合は、港口に近い船舶から退避すること。</li> <li>4 工事作業用資機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。</li> <li>5 小型船舶以外の船舶は原則入港しないこと。</li> </ol>